

入所後の手続き

(1) 転園を希望する場合

保育施設等に入所後、引越し等を理由に、他の保育施設等への転園を希望する場合、在園中の保育施設等から「保育施設等変更申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、「保育の必要性の確認書類」及び「健康状況申告書」と合わせて、申込受付期間内に市に届くように在園中の保育施設等にご提出ください。転園申請の申込受付期間は、新規申請と同様です。「入所のご案内」7ページの申込受付期間をご確認ください。転園申請は、新規申請と同様に基準指数に基づき、利用調整を行います。転園が内定した場合、内定先の保育施設等から電話連絡後、本市からの結果通知を発送いたします。入所が決まらない場合は、現在の保育施設等に在園のまま、翌月以降も調整対象として、引き続き調整していきます。

なお、育休継続入所((7)参照)中の転園希望はできないほか、転園の内定後は内定園をキャンセルしても、利用調整の状況によっては在園中の保育施設等に戻ることが出来ない場合があります。

(2) 退所する場合

家庭保育可能や転出等を理由に、在園の保育施設等を退所する場合は、在園中の保育施設等から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の保育施設等又は保育課にご提出ください。

なお、退所日は原則月末となりますので、在籍月分まで月額保育料がかかります。

(3) 住所や世帯の状況等に変更があった場合

住所や世帯状況等に変更がありましたら、在園中の保育施設等から「変更届」を受け取り、必要事項を記入の上、速やかに在園中の施設にご提出ください。

<婚姻又はパートナーとの同居をする場合の提出書類>

- ① 変更届
- ② 新たな保護者の、保育を必要とする状況の確認書類(就労証明書等)
※「入所のご案内」9ページ「保育を必要とする要件と書類等について」参照
- ③ 新たな保護者の、利用者負担額(保育料)の決定に必要な税資料
※「入所のご案内」24ページ「11(4)利用者負担額(保育料)の決定に必要な税資料」参照

(4) 認定区分が変更になった場合

- ◇ 保育を必要とする要件が変更になった場合、認定に必要な書類(「入所のご案内」9ページ参照)を速やかに在園中の保育施設等にご提出ください。
(例)第2子以降を妊娠した場合、母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し
- ◇ 求職活動、育児休業中の継続利用、就労・就学が月120時間(休憩時間を除く)未満等の場合、認定時間が短時間に変更になりますので、保育施設等で設定されている時間をご確認ください。
- ◇ 認定時間が「短時間」の世帯で、利用施設の設定時間を超えた時間での利用となる場合、「支給認定区分変更申請書」をご提出いただければ、認定を変更することも可能です。
※短時間から標準時間への認定の変更は、就労、就学や介護の要件に限ります。
(例)短時間の設定時間内にお迎えが間に合わない場合等

【注意】変更を希望する月の前月15日までが保育課への提出期限となっております。
提出先は在園中の保育施設等になりますので、余裕をもってご提出ください。
期限を過ぎて提出があったものについては、翌々月からの変更となります。

(5)現況届の提出について

2号・3号認定を受けた方は、毎年1月頃に保護者の保育を必要とする要件の確認と、その年の利用者負担額を算定するために「現況届」の提出が必要です。

必要書類は、在園中の施設より配付されますので、期日までに必要書類をご提出ください。

(6)長期欠席の取扱いについて

原則として、2か月以上登園しない月がある場合、退所となります。

(例)8月15日から欠席し、10月31日から登園・・・○

8月15日から欠席し、11月1日から登園・・・×

(7)育児休業開始前に既に保育施設等に入所していた児童の継続入所の取扱いについて

育児休業開始前に既に保育施設等に入所していた児童については、下の子に係る育児休業の期間、入所を継続することができます。

※ 妊娠・出産要件で入所申込みをした場合、育児休業での継続入所はできません。

※ 法令上の育児休業に限らず、法人独自の就業規則等に基づく育児のための休業や、自営業の方の育児に伴う休業も対象になります。

※ 宇都宮市外の保育施設等に入所されている方は、上記の取扱いと異なる場合があります。

【提出書類】

出生前

出産予定月の確認ができるもの

(『新生児の母子健康手帳の表紙』及び

『出産予定日が確認できるページの写し』又は『妊婦健康診査受診票の写し』等)

⇒出産予定日より2か月前から「妊娠・出産要件」に切り替えができます。

出生後

育児休業中の保育継続申込書(在園中の施設から受け取ってください)

(8)宇都宮市外へ転出する場合

宇都宮市民ではなくなった(転出した)月末で退所となりますので、在園中の保育施設等から「退所届」を受け取り、必要事項をご記入の上、速やかに在園中の保育施設等にご提出ください。

なお、現在入所中の保育施設等を継続して入所希望される場合(広域入所)は、転出が決まり次第、在園中の保育施設等及び宇都宮市保育課、転出先の市区町村へご相談ください。転出後の広域入所は、原則として年度内(3月末)までの利用となりますが、保育施設等の状況等により、継続できない場合もありますので、ご了承ください。